

監督業務実施状況

○監督種別別監督指導件数

	定期監督等 ⇒P7	申告監督 ⇒P7	再監督	臨検監督計
平成22年	128,959	33,077	12,497	174,533
平成23年	132,829	29,442	13,261	175,532
平成24年	134,295	25,418	13,807	173,520

(注) 1 「定期監督等」とは、毎月一定の計画に基づいて実施する定期監督のほか、労働災害に係る原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う災害時監督、災害調査を含むもの。

2 「申告監督」とは、労働者からの申告に基づいて実施する監督のことである。

3 「再監督」とは、法違反の是正の有無を確認するために行う監督のことである。

定期監督等実施状況・法違反状況

年	事項	定期監督等 実施事業場数	違反事業場数	違反率	違反状況		
					労働条件の明示 (労基法第15条)	労働時間 (労基法第32条・ 40条)	割増賃金 (労基法第37条)
平成22年		128,959	86,075	66.7%	14,816	28,691	21,826
平成23年		132,829	89,586	67.4%	14,808	29,412	21,143
平成24年		134,295	91,796	68.4%	14,415	28,726	20,156

- (注) 1 「違反事業場数」欄は、何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場数である。
 2 「違反状況」欄は、当該事項について違反が認められた事業場数である。(労基法＝労働基準法)

申告処理状況

年	事項	当年受理件数	申告監督実施 事業場数	違反事業場数	違反率	主要申告事項	
						賃金不払	解雇
平成22年		38,148	33,077	23,624	71.4%	31,852	6,945
平成23年		35,263	29,442	21,371	72.6%	29,823	6,387
平成24年		31,352	25,418	18,265	71.9%	26,834	5,248

- (注) 1 「主要申告事項」は、重複がありうる。
 2 「違反事業場数」は、申告事項に係る違反が認められた事業場数である。

労働基準法・最低賃金法違反送検事件状況(平成22年～24年)

	送検件数合計 (※1)	労働基準法違反件数 (全件数に占める割合)			
		第24条(※2) 最賃法第4条	第32条(※2)	第37条(※2)	
		賃金の支払	労働時間	割増賃金	
平成22年	1,157 (100%)	580 (50.1%)	412	38	37
平成23年	1,064 (100%)	513 (48.2%)	361	36	38
平成24年	1,133 (100%)	515 (45.5%)	344	36	39

(※1) 一事案で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。

(※2) 賃金・労働時間の件数を抜粋して計上しているため、これらの件数の合計と労働基準法違反件数とは一致しない(労働基準法違反件数には、賃金・労働時間以外の違反の件数も含まれる)。

賃金不払残業に係る是正支払の状況

1 対象事案

平成23年4月から平成24年3月までの間に、定期監督及び申告に基づく監督等を行い、その是正を指導した結果、不払になっていた割増賃金が支払われたもののうち、その支払額が1企業で合計100万円以上となったもの。

2 割増賃金の是正支払の状況

是正企業数は**1,312企業**、対象労働者数は**117,002人**、支払われた割増賃金の合計額は**145億9,957万円**である。企業平均では1,113万円、労働者平均では12万円である。

そのうち、1企業で1,000万円以上の割増賃金が支払われた事案をみると、是正企業数は**117企業**（全体の8.9%）、対象労働者数は**44,319人**（全体の37.9%）、支払われた割増賃金の合計額は**83億223万円**（全体の56.9%）である。企業平均では7,096万円、労働者平均では19万円である。

3 業種別等の状況

企業数及び対象労働者数では商業、支払われた割増賃金額では建設業が最も多くなっている。

1企業での最高支払額は、26億8,844万円（建設業）で、次いで9億8,207万円（金融業）、7億5,687万円（小売業）の順である。

<参考>

○ 平成15年4月から平成24年3月までの9年間における状況

支払われた割増賃金額の企業平均は1,366万円、労働者平均は13万円である。

そのうち、1企業で1,000万円以上の割増賃金が支払われた事案をみると、企業平均は6,567万、労働者平均は16万円である。